

「選挙人名簿管理システム等標準化検討会ワーキングチーム（WT）」  
第5回議事概要

日時：令和3年8月5日（木）10：00～11：30

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

小島 勇人	一般社団法人選挙制度実務研究会 代表理事
三浦 雄二	全国市区選挙管理委員会連合会 事務局長
田畑 裕紀	札幌市選挙管理委員会事務局 選挙係長
久保 正義	広島市選挙管理委員会事務局 選挙課長
栗原 拓郎	前橋市選挙管理委員会事務局 主任
江森 涉	船橋市選挙管理委員会事務局 選挙係長
中山 善之	日野市選挙管理委員会事務局
大竹 芳弘	三条市総務部 情報管理課 課長補佐
木之瀬 義孝	甲府市選挙管理委員会事務局 選挙係長
若杉 泰之	富士市総務部 情報政策課 総括主幹
岩田 朋子	南国市選挙管理委員会事務局 主査
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC） 企画部 担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO 補佐官

（総務省）

友井 泰範	総務省自治行政局選挙部 選挙課 理事官
中川 航輔	総務省自治行政局選挙部 選挙課 係長
福井 隆士	総務省自治行政局選挙部 選挙課 事務官
若林 拓	総務省自治行政局選挙部 管理課 課長補佐
河野 祐二	総務省自治行政局選挙部 管理課 係長
船岡 悠太	総務省自治行政局選挙部 管理課 係長
柿原 翔吾	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官
平元 彩音	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官
田邊 佳菜	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官

**【議事次第】**

1. 論点の検討
2. その他

**【意見交換（概要）】****■在外選挙管理について**

- 在外公館のデータ等、自治体がシステムに入力する項目で総務省が把握できる項目は速やかに提供していただきたい。

**■共通投票所について**

- 共通投票所については、過去に導入を検討した経緯がある。共通投票所の導入にあたっては、二重投票防止のため、オンラインでの選挙人名簿対照が前提となると認識している。市内 300 超の投票所において、名簿対照のオンライン化のため各投票所に複数台のオンライン接続端末を用意するコスト負担や、民間施設を投票所として利用する場合のセキュリティの担保が課題であると認識している。また、統一地方選にて複数種別の選挙が同時に実施される場合の対応についても検討する必要があると認識している。

- ・ 共通投票所の導入の検討は行っていない。共通投票所の導入により投票区に関わらず投票が可能となるため、被災時等の選挙実施への対応等におけるリスクヘッジの観点から有用と考える。次回の衆院選では、庁外期日前投票所において無線回線を利用したオンラインでの選挙人名簿対照を行うことを想定しており、同様の運用環境になると考えている。今後、共通投票所を導入する際の課題としては、多数の端末からサーバへの同時アクセスによる負荷への対応の検討等が挙げられる。

- ・ 共通投票所の導入については、利便性向上の効果は大きいと考えるが、市内の投票所のオンライン化が必要であり、インフラの整備や投票所の再編が課題となると認識している。

- ・ 過去に共通投票所導入費用の見積を実施した結果、費用負担が大きかったことから、その後の検討は進んでいない。無線方式を前提に検討したが、セキュリティ面での懸念から実現しなかった。

- ・ 無線回線での接続実現にあたっては、総務省の強靱化モデルとの整合を確認した上で検討を進める方針である。

- ・ 平成 28 年度に総務省選挙部において課題とした挙げた事項は費用面とセキュリティ面が中心であった。有線回線での接続ではコスト高となるため、無線回線（携帯の閉域網）での接続を含めて検討を行い、有線回線、無線回線ともに選択可能と整理をしている。一方、総務省が定めるガイドラインでは、無線接続端末を使用する場合はインターネット接続系及び LGWAN 系への接続が可能となっており、マイナンバー利用事務系に接続されている選挙システムにて無線回線接続を行うことが可能かについては別途検討が必要と考える。

→最新のセキュリティポリシーとの整合も考慮しつつ、必要に応じて全国市区町村意見照会后、引き続き検討を行う。

**■外部帳票について**

- 在外選挙人名簿へ在外選挙人証の交付番号を印字しており、氏名及び生年月日と合わせて名簿対照の際に使用しているが、必須の印字項目ではないと考える。

- ・在外選挙人証の交付番号は使用していない。  
→在外選挙人証の交付番号については、在外選挙人名簿の印字項目に含めない方針で整理する。
- 不在者投票証明書に氏名フリガナは印字していない。氏名フリガナを印字することで、滞在地における不在者投票者の対照の際に有用であると考え。
  - ・不在者投票証明書を手書きで作成しており、システム出力は実施していない。不在者投票者の難読氏名を確認する際に、氏名フリガナが印字されていると有用であると考え。  
→挙がった意見を基に、他の証明書での状況を鑑みつつ、滞在地における不在者投票者の確認のため、不在者投票証明書に氏名フリガナを出力することとして整理する。
- 在外選挙人証の作成にあたっては、申請者が記入した文字が読み取れない場合があり、システムに入力する際に誤った情報を登録するリスクがある。正確な情報を記載するため、申請書のうち、住所情報のイメージを出力できることが望ましい。  
→標準化案に記載のとおり、住所情報のイメージを在外選挙人証に出力することとして整理する。
- 自治体における投票録の運用を確認してほしい。
  - ・当日投票及び期日前投票と在外投票とで同じ様式を使用している。期日前投票所投票録はシステム出力、当日投票は手書き、在外投票の投票録は様式への手入力で作成している。期日前投票所投票録にて在外選挙人の投票数を管理する必要はないか。  
→在外選挙人の投票数については期日前投票所投票録に在外選挙人の投票状況を記載する欄があり、当該欄で管理を行う。
- 投票立会人署名欄横に「投票箱に何も入っていないことを確認した者」欄については、公正性を担保するため、様式化することが望ましい。

以上